

# 一般料金プラン定義書

2026年10月1日実施

京和ガス株式会社

# 目 次

|     |                  |         |
|-----|------------------|---------|
| 1.  | 適 用 条 件          | -----1  |
| 2.  | 契 約 の 締 結        | -----1  |
| 3.  | 料 金              | -----1  |
| 4.  | そ の 他            | -----1  |
| 付 則 |                  |         |
| 1.  | 実 施 の 期 日        | ----- 2 |
| 別 表 |                  |         |
| 1.  | 料金および消費税相当額の算定方法 | -----2  |
| 2.  | 料 金 表            | -----2  |

一般料金プラン定義書（以下「この定義書」といいます。）は、当社のガス小売供給約款（以下「小売約款」といいます。）にもとづき、料金その他の供給条件を定めたものです。

## 1. 適用条件

お客さまがこの定義書を希望された場合に、この定義書の適用を申し込むことができます

## 2. 契約の締結等

- (1) この定義書に関する契約は、当社が申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。契約を変更する場合も、同様といたします。
- (2) 申し込みの際、お客さまは、当社が定める申し込み方法により、当社に申し込んでいただきます。
- (3) 新たにこの定義書にもとづき契約が成立した場合は、原則として契約成立日後、最初の定例検針日の翌日を契約開始日といたします。なお、契約成立日と定例検針日が同日の場合は、契約開始日はその翌日といたします。ただし、契約成立日が新たにガスの使用を開始する日（以下「使用開始日」といいます。）に先立つ場合は、契約開始日は使用開始日と同日といたします。
- (4) 当社は、お客さまが当社とその他のガス使用契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金を、それぞれのガス使用契約で定める支払期日を経過しても支払われていない場合は、この定義書の適用の申し込みを承諾できないことがあります。

## 3. 料金

- (1) 当社は、別表の料金表を適用して料金を算定いたします。
- (2) 当社は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (3) 料金は、(4)に定める支払期日までにお支払いいただきます。
- (4) 支払期日は、小売約款に定める支払義務発生日の翌日から起算して50日目といたします。ただし、小売約款に定める支払義務発生日の翌日から起算して50日目、休日（日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日および1月4日）の場合には、その直後の休日でない日を支払期日といたします。

## 4. その他

その他の事項については、小売約款を適用いたします。

## 付 則

### 1. 実施の期日

この定義書は、2026年10月1日から実施します。

### (別表)

#### 1. 料金および消費税等相当額の算定方法

(1) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。

(2) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。(1円未満の端数切り捨て)

$$\text{料金に含まれる消費税等相当額} = \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

#### 2. 料金表

##### (1) 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が20立方メートルをこえ、60立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が60立方メートルをこえ、250立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D 使用量が250立方メートルをこえる場合に適用いたします。

##### (2) 料金表

###### ①料金表A (消費税等相当額を含みます)

###### a. 基本料金

|                   |           |
|-------------------|-----------|
| 1か月およびガスメーター1個につき | 1,090.00円 |
|-------------------|-----------|

###### b. 基準単位料金

|            |         |
|------------|---------|
| 1立方メートルにつき | 167.94円 |
|------------|---------|

###### c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

②料金表B（消費税等相当額を含みます）

a. 基本料金

|                   |           |
|-------------------|-----------|
| 1か月およびガスメーター1個につき | 1,173.30円 |
|-------------------|-----------|

b. 基準単位料金

|            |         |
|------------|---------|
| 1立方メートルにつき | 163.79円 |
|------------|---------|

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

③料金表C（消費税等相当額を含みます）

a. 基本料金

|                   |           |
|-------------------|-----------|
| 1か月およびガスメーター1個につき | 1,690.92円 |
|-------------------|-----------|

b. 基準単位料金

|            |         |
|------------|---------|
| 1立方メートルにつき | 155.16円 |
|------------|---------|

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

④料金表D（消費税等相当額を含みます）

a. 基本料金

|                   |           |
|-------------------|-----------|
| 1か月およびガスメーター1個につき | 5,125.86円 |
|-------------------|-----------|

b. 基準単位料金

|            |         |
|------------|---------|
| 1立方メートルにつき | 141.42円 |
|------------|---------|

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。